

2017年8月17日

池田町町長 甕 聖章 様
池田町教育長 平林 康男 様

「町民と政党のつどい」実行委員会
事務局長 牛越 邦夫

公民館問題に関する再質問への回答および説明会について

昨年12月2日の「町民と政党のつどい」開催にあたり、池田町公民館は、開催日1ヶ月前に池田町公民館の使用許可申請を受理し即日使用許可していたにもかかわらず、その前日になって使用許可取消処分（以下「取消処分」「取消問題」と略記）を行いました。この件について、「つどい」実行委員会は、その直後からこの行政処分が住民の集会・言論の自由を損なう違法・不当な行為であるとして抗議するとともに、その撤回と謝罪を求めてきました。

しかし、現在までの池田町の対応を見る限り、この問題に向き合う姿勢は極めて不誠実で、何ら私たちの質問にまともに答えてこなかったばかりか、むしろ取消処分を正当化し、規制を強めようとする懸念を抱かせる局面すらありました。

そのため、私たちは1月20日にはこの問題での論点を明らかにするとともに、2月28日、「再質問書」を町に提出し、すみやかな回答を求めました。

ところが、その回答はずるずると引き延ばされ、半年もたった8月29日になってようやく回答とその説明会を行うという異例の事態となりました。年度替わりの人事異動があったとはいえ、これは余りにも不誠実で町民軽視の行政姿勢ではないでしょうか。

さらに、これまでの町の対応は、昨年12月16日の回答にしる2月1日の回答にしる、文書回答すればそれで終わりという態度に終始し、「つどい」実行委員会側と直接真摯に向き合って説明・議論を尽くすという姿勢は全く見られませんでした。この点も厳しく指摘しないわけにはいきません。

その意味で、私たちは8月29日の説明会において、町側がまず上記の点を深く受け止めて、誠実・真摯に対応されることを強く求めます。

その上にたち、8月29日の説明会において、「再質問」で指摘した重要な論点（別記）について、池田町としての見解を表明されることを要望いたします。

なお、8月29日の説明会においては、「再質問」に沿った以下の総括的な質問にそって町長もしくは教育長が全体的な回答を行い、その後、各項目について詳細な質疑を行うようお願いいたします。

以上

<別記>

8月29日の説明会の冒頭で、町長・教育長から明らかにしていただきたいこと

1. 取り消し処分に至る経過および「確認事項」について

町は昨年11月29日から12月1日にかけての事務局長とのやりとりの経過について、双方の認識にはいくつかの重要な食い違いがあったとし、とりわけ「確認事項」については、「30日夜の電話で否定されたので、翌日庁議にかけた」との認識を示しました。さらに『「確認事項」は一方的な判断ではない』、「（「確認事項」は事務局長ののべた）『公民館の使用制限にあたることはしない』との言質を確認するためのもの」「（30日夜に）事務局長が一方的に電話を切った」などとしてきました。

そもそも、この発端は務台衆議院議員の秘書を含む外部からの問い合わせにあり、本来公民館の内規に基づいてその問い合わせに毅然と対応すればよかったことでした。

それを受けての11月29日の双方の協議では「公民館内規に抵触しない」として使用に問題がないことを合意したのです。しかしその直後、教育委員会は協議の場では一切話のなかった「確認事項」を示してその認知を求めました。しかもその「確認事項」は29日に事務局長が話してもいない内容まで含めて「話したことをまとめた」ものであるとしました。双方に合意のない教育委員会による一方的なまとめを「確認事項」なる公式文書として発給してしまった点に第1の問題がありました。

第2の問題は、11月30日夜の公民館長からの電話の際に、事務局長が12月1日に出向いて「確認事項」の内容について話したい旨を伝えたところ、「午前中は会議（庁議とはのべていない）があるので午後にしてほしい」とのべ、1日の午後3時に再度協議することになった経緯についてです。

この日の確約は決して曖昧にできないことですが、実際にはその約束は完全に無視され、翌日には庁議に持ち込まれてしまいます。これを後日「そのような約束をした記憶がない」というのは一体どうしたことなのでしょう。その時点ではすでに「使用不許可」の判断をしていたとしか受け止めようがないではありませんか。

結果、その翌日午前の庁議でこの問題が議題として取り上げられ、その議を経て取消処分が行われたのです。

何のための「確認事項」であったのか。そもそも「確認事項」は問題を含むにせよ使用許可をするためのものではなかったのか。また、公民館の使用許可にかかわる事柄は本来庁議で議論すべき問題だったのか。仮に庁議で議論したとしても町は翌日の開催までの間に実行委員会側と協議を行う時間はとれたはずですが、なぜその努力を怠ったのか・・・疑問はふくらむばかりでした。しかし、これまでの回答では「行き違い」を強調するだけで私たちの疑問について何らまともな説明を行ってきませんでした。

私たちは上記の点を含む一連の事実経過について、詳細な質問を行いその不当性を明らかにしてきましたが、過去の回答や議会での答弁にはどうも納得できず再質問を行いま

した。ここで、あらためてこれらの経過についての教育委員会の納得のいく説明を求めます。

2. 日本国憲法、教育基本法、社会教育法をめぐって

自由法曹団の声明（12月27日）を待つまでもなく、今回の取消処分の本質は、国民の集会・言論の自由を損ない、自由で活発な政治的議論を抑制したことにあります。とりわけ憲法を守るべき公的施設の使用をめぐって、住民の権利が侵害されたことがその根本問題です。

今回の取消処分の最大の理由は、「チラシ」の文言からみて「特定政党の利害に関する事業」がうかがわれるとし、従って社会教育法第23条に抵触するというものでした。

私たちはチラシの文言通りだったとしても、「つどい」は憲法に保障された住民の正当な社会活動であり、何ら社会教育法に抵触するものではないと考えて、町側の詳しい説明を求めてきました。

同時に、チラシを十分に吟味すれば、「つどい」を開催した当時は選挙の候補者が決まっていたわけでもなく、「つどい」が候補者を選考することを目的としたわけでもなく、さらに他党批判に力点を置いたわけでもないことは容易に読み取れるはずでした。つまり、単に選挙に於ける野党共闘のあり方を模索し方向を議論するための集会だったわけですから、当時の町の認識に照らしても社会教育法に抵触するどのような問題点も持っていなかったのです。

私たちはこの取消処分は憲法第21条に違反する行為であって断じて認められないことを当初から表明してきました。しかし、「公民館は憲法を最大限に保障する場ではないのか」との質問に対して、町は「ご指摘の事項が公平、公正に行われるために社会教育法の規定がある」などと通り一遍の見解を示すだけで、憲法の人権規定がまったく念頭にないような信じがたい態度を示してきました。

社会教育法は、日本国憲法・教育基本法の下位法として定められ、それに含まれる公民館に関する条文はすべて「運営者・管理者を拘束する規定」となっています。

ところが、過去の回答や議会答弁などでは、「利用する住民に対してもこれらの規定が適用される」との解釈を示し「つどい」が社会教育法23条に抵触するとしたのです。そればかりか、「つどい」が「政治的に偏った」色彩を持つとして「つどい」側に「政治的中立性」をも要求する不当な対応を行いました。今回の取消処分の根源はこの解釈にあると言っても過言ではありません。

しかし、平成27年7月にはすでに文科省からの通達「社会教育法第23条第1項第2号の趣旨について」で社会教育法第23条に関する指針が示されており、長野県はもちろん市町村レベルでもそのことは周知されていたはずですが、これに照らせば、今回の取消処分は国の指針とも異なる独自の拡大解釈にもとづくものと言わざるを得ません。

その意味で、今回の取消処分は明らかに日本国憲法違反、社会教育法違反の違法な行政

処分であり、すみやかに撤回されることを重ねて要求するものです。

今回の取消処分の法的根拠、その解釈のよりどころ、日本国憲法と社会教育法とのかかわりなど、過去の回答・答弁では解明されていないこの問題についての町と教育委員会の明確な見解をお聞きしたいと考えます。

3. 他の公共施設の使用を庁議の結果として認めなかった問題について

この点については、町は誤りを認め、議会でも「お詫び」をしています。しかし「回答」では、庁議の際には「公民館以外の公共施設についても公民館と同様な考え方」にたって使用を認めなかったのだとし、そのことについては「反省する」とだけ記載。議会でも同様の態度をとってきました。これは町がことの重大性を全く認識していないことを如実に示すものです。

その重大性とは、単に一部局が勇み足で公共施設を貸さなかったという性質の問題ではなく、町長・副町長・教育長・各課長などで構成する庁議で「他の公共施設も公民館と同等に扱う」という違法な意思統一を行ったこと、そして担当課長がその合意を受けて実行委員会の代替施設貸し出しの要求を拒否したという事実にあります。にもかかわらず、過去の回答や答弁では、町ぐるみで地方自治法違反、憲法違反の行為を行ったという自覚と反省をくみ取ることはできません。

違法行為を行ったことへの明確な言及、その問題の掘り下げと責任の取り方が明確にされない限りこの問題は決着したとはいえません。

これらについての町の明確な見解を求めます。

4. 務台衆議院議員の集会への干渉について

町は、外部からの問い合わせがあったことは認めつつ、昨年12月段階では務台議員からの問い合わせは「なかったと思う」（前教育課長）と答え、教育長も「誰が問い合わせたかは問題ではない」との立場をとってきました。しかし、4月11日の信濃毎日新聞には、務台氏側から問い合わせのあったことが具体的な事実とともに記載されました。

この問題については、「質問」では具体的な項目としては挙げていませんでしたが、「住民の公民館使用に対する現職国会議員による干渉」という極めて重大な意味合いを持っていますので、以下の点についての見解をお聞きします。

第1に、務台議員の「戦争法に反対する池田町民の会」のフェイスブックへの書き込み（以下「書き込み」）を読んでおられるのかどうか。またどのように受け止められたか。

第2に、務台議員の秘書からの問い合わせがあったことを認めるのかどうか。

第3に、務台議員の秘書に公民館に関する何らかの文書を送付されたのかどうか。

第4に、「書き込み」にある「誓約書に政治目的ではないと書いたようですね」とはどのような意味だと考えるか、町からの何らかの文書提示がなければ書けない表現だとは思わないか。

第5に、仮に外部からの問い合わせがあったとしても、「公民館は誰にも開かれている」として毅然として対応できたはずではないのか。また内規についても全く問題がないと答えられたはずだが、なぜそのようにしなかったのか、またできなかったのか。

5. 今後の公民館、地域交流センターの運営をめぐって

公民館が地域交流センターとして建て替えられ、より町民に親しまれ快適に使用できる施設として開設されることが求められます。

しかし、今回の「取消問題」での対応を見る限り、その運営には大きな課題があると言わざるを得ません。

「質問」において私たちは、憲法・教育基本法に立ち、地域に開かれた利用し易い施設として地域交流センターを充実させることを求め、具体的な提案もしてきました。

これについて、過去の回答・答弁は「社会教育法23条に抵触しないことを前提に」とか、「現在池田町公民館の運営は社会教育法に沿って行われています」とかと形式的に答えるのみで、とても血の通ったものとはいえませんでした。

全国的にも文科省の通達を契機として、あらたな公民館の運営見直しに踏み出している自治体も見られ、池田町でも過去の経過にとらわれない大胆な見直しと、町民参加による地域交流センターのありかたの検討が求められると考えます。

今後の公民館のありかた、その運営方針の見直しなどについての考え方をお聞きします。

以上